

6 留意事項等に対する履行状況等

区分	留意事項等	履行状況	未履行事項についての実施計画
設置時 (28年4月)	1. 共同教育課程を編成・実施することで、「5つの構成大学の教育研究を『融合』させ、シナジー効果を発揮させることができる」としているが、その内容が不明確であるため、各構成大学の強みとする専門分野(専門科目)を明確にし、共同教育課程を編成する必要性について社会一般に対して十分な説明をすること。	<p>専門領域を一にする5大学の教員が集合し、複数教員で討議、研鑽することによるシナジー効果を期待できることが、この共同教育課程の「強み」である。</p> <p>学生には1人の主研究指導教員と残りの4大学から副研究指導教員4名が担当となる。学生の研究テーマに関する同一専門領域、周辺領域の教員が各大学から選出され、学生とともに討議、検討する体制である。異なる大学から同一・周辺領域の教員が集合し、学生のテーマに関して討議することは、単一大学の主指導教員のみを指導に比較し、学生にとっても研究者である教員にとっても、知的刺激が大きく、教育研究活動により高い効果をもたらす。</p> <p>また、単一大学の主研究指導教員のみを指導では、その分野の不足部分や弱点がしばしば認められるが、5大学の教員がそれらを補完・強化し、複数教員の連携にて指導を行うことにより、相乗効果が期待できる。</p> <p>例えば、人材開発に関する研究テーマを持つ学生の場合、看護の基礎教育を専門とする教員、臨床看護の教育を専門とする教員、卒業後の継続教育を専門とする教員、管理部門での教育を専門とする教員、教育方法を専門とする教員などが5大学から選出され、5名の教授陣による連携・協働での討議、指導を行う。このように看護教育や看護管理領域の複数の研究指導教員の集合体による指導・研究体制は、非常に刺激的で専門領域の課題や研究内容、指導方法や研究方法に関して、充実した教育結果、研究活動の広がりが期待される。</p> <p>このような指導・研究体制であることを平成27年度の広報活動、および平成28年度入試において、5大学共通のパンフレットおよびホームページにて広報し、周知につとめた。広報用パンフレットやホームページでは、所属校の主研究指導教員のほか、各大学から副研究指導教員が選出され、複数の研究指導教員から多角的な視点からの指導が受けられること、5大学の研究指導教員の専門領域・研究内容・研究方法の一覧、</p>	—

複数の教員による指導体制をとること、5大学の教員による補完・強化と相乗効果について説明している。

学生に対しては、入試の募集要項や共同看護学専攻のパンフレットだけの周知でなく、入学時のガイダンスにて説明し、5大学の教員・学生が集合しての合同ガイダンス(5月)にて具体的かつ詳細に説明する。

(28)

留意事項

2. 「看護学演習」について、シラバスでは、学生が各担当教員に相談した上で関心のあるテーマに関する演習を行う授業科目とされているが、担当教員の決定方法や指導体制など具体的な授業運営方法が不明確であるため、学生に対してあらかじめ十分な説明をすること。

学生の希望に基づき、連絡協議会が、1年次の4月に主研究指導教員を決し、同年10月には学生の研究課題に応じて、副研究指導教員を決定する。この主研究指導教員および副研究指導教員が「看護学演習」の担当教員となる。さらに、主研究指導教員の要請により、学生の研究テーマに関する同一専門領域、周辺領域の教員ならびに研究方法を熟知した教員を「看護学演習」の担当教員に加える。複数の教員間の調整は、責任教員である主研究指導教員が担う。

当該科目を博士論文の準備段階として位置づけ、1年次前期は、主研究指導教員となる担当教員の指導を受けながら課題に関する研究論文のレビューなどから研究課題を絞り込む。1年次後期には、副研究指導教員の役割を担える複数の担当教員の支援を得ながら、研究課題に応じた研究デザインおよび研究方法を検討する。さらに、主研究指導教員の要請により、学生の研究テーマに関する同一専門領域、周辺領域の教員ならびに研究方法を熟知した教員の指導を受けることができる。このような教員と副研究指導教員から助言を得ながら責任者である主研究指導教員を中心に複数の教員が学生の指導にあたる。なお、専任教員には、連絡協議会を通して「看護学演習」に関する上述の内容について説明することに対応している。

学生には、①「主研究指導教員の指導により当該年度に履修する授業科目を決定すること」を共同看護学専攻履修の手引きに明記し、②各構成大学の新生ガイダンスおよび合同ガイダンスにて「看護学演習」のすすめ方に関する説明と、③主研究指導教員による「看護学演習」のすすめ方の指導により説明を行うことに対応している。(28)

3. テレビ会議システムを活用して遠隔授業を実施するに際しては、システム上の問題が生じないよう万全を期すことはもとより、支障事例をあらかじめ想定して速やかに対処できる体制を構築しておくことが、面接による授業形態と同等の質を確保する上で重要である。今後、テレビ会議システムを活用した授業の適切な管理について十分な検討をし、面接による授業との同等性の確保に向けて最大限の努力をすること。併せて、テレビ会議システムを活用することに伴い、学生に対するICTリテラシーについて教育することが望ましい。

本システムは、NTTビジネスリング（株）が提供しているフレッツIP多地点サービスによるクラウド型テレビ会議システムであり、NTTのIP網だけで構築され、インターネット回線を経由しないことから高いセキュリティと安定した品質が確保されている。また、本システムの円滑な運用のため、システム導入時に各大学に教員1名及び事務職員1名のシステム担当者を置き、NTTビジネスリング（株）から運用操作説明及び維持管理に必要な説明を受け、学内の他の教職員への指導にあたってきた。

加えて、トラブル対応としては、同社との保守契約により、平日、休日とも「テレビ会議ネットワークオペレーションセンター」へ電話連絡することで、設備の管理、会議設定や運用、機器操作等が対処される、フルサポート体制をとっている。また、必要に応じて、同社の専門スタッフによるリモート操作での調整等も可能である。さらに、重要度の高い授業等の場合には同センターに事前連絡することにより、専門スタッフの重点監視体制をとり、即時の対応も可能である。

また、平成28年3月に、全構成大学の教務担当職員を主体に機器操作手順に関する遠隔授業のシミュレーションを実施し、サポート体制の充実を図っている。学生に対しては、①テレビ会議システム機器操作手順マニュアルを作成および配付し、②各構成大学の新入生ガイダンスで説明を行っている。さらに、テレビ会議システムを用いた遠隔授業の開講前に開催する。③合同ガイダンス（5月21日10:40～）にて、構成大学の全学生を対象に、機器操作手順に関する遠隔授業のシミュレーションを行うことで学生がテレビ会議システムの操作方法に慣れるよう、学生のICTリテラシーの向上に向けて取り組む予定である。（28）

			<p style="color: red;">これまでテレビ会議システムの故障により授業が開講できなかったという事例は発生していないが、29年度からテレビ会議システムを全構成大学で増設し、遠隔教育システムの整備充実を図った。また、テレビ会議システムに関する学生への説明については前年と同様の内容、時期に実施する (29)</p>
設置計画履行状況 調査時 (29年2月)	意見なし		
設置計画履行状況 調査時 (□□年□□月)		〇〇意見	
設置計画履行状況 調査時 (●●年●●月)		〇〇意見	

- (注) ・ 「設置時」には、当該大学等の設置時（認可時又は届出時）に付された留意事項（学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る留意事項を除く。）と、それに対する履行状況等について、具体的に記入し、報告年度を（ ）書きで付記してください。
- ・ 「設置計画履行状況調査時」には、当該設置計画履行状況調査の結果、付された意見に対する履行状況等について、具体的に記入するとともに、その履行状況等を裏付ける資料があれば、添付してください。
 - ・ 同一設置者が設置する既設学部等に付された意見は、当該大学から提出される全ての報告書に記入してください。
 - ・ 該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。
 - ・ 「設置計画履行状況調査時」の（年月）には、調査結果を公表した月（通常2月）を記入してください。（実地調査や面接調査を実施した日ではありません。）